

告示

埼玉県告示第七百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年六月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人名栗カヌー工房

二 代表者の氏名

山田 直行

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字下名栗千八百十七番地九

四 失効日

令和三年六月十九日